

治水対策案の評価軸ごとの評価

平成 24 年 1 月 11 日
国土交通省 近畿地方整備局

治水対策案の評価軸ごとの評価

	(1)ダム建設を含む対策案 (河川整備計画) 足羽川ダム	(2)河道改修を中心とした対策案 (日野川:堤防のかさ上げ) I-4案⑦ 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(3)河道改修を中心とした対策案 (日野川:引堤) I-7案⑧ 河道の掘削 + 引堤 + 堤防のかさ上げ	(4)大規模治水施設による対策案 II-6案⑩ 遊水地 + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(5)既存ストックを有効活用した対策案 (5ダム有効活用) III-1案⑫ 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(6)既存ストックを有効活用した対策案 (2ダム有効活用) III-2案⑬ 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(7)流域を中心とした対策案 IV-3案⑭ 輪中堤 + 宅地のかさ上げ + 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ
治水対策案と実施内容の概要	・足羽川ダム	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム・笹生川ダム・龍ヶ鼻ダム・広野ダム) + 高水敷掘削	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム)	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム)
評価軸と評価の考え方	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・日野川 : 堤防のかさ上げ ・足羽川下流: 高水敷掘削+堤防のかさ上げ ・足羽川上流: 河床掘削	・日野川 : 引堤 ・足羽川下流: 高水敷掘削+堤防のかさ上げ ・足羽川上流: 河床掘削	・日野川 : 堤防のかさ上げ ・足羽川下流: 高水敷掘削+遊水地(小) ・足羽川上流: 河床掘削	・日野川 : 堤防のかさ上げ ・足羽川下流: 高水敷掘削+堤防のかさ上げ ・足羽川上流: 河床掘削	・日野川 : 堤防のかさ上げ ・足羽川下流: 高水敷掘削+堤防のかさ上げ ・足羽川上流: 河床掘削	・日野川 : 堤防のかさ上げ ・足羽川下流: 高水敷掘削+堤防のかさ上げ ・足羽川上流: 輪中堤+宅地のかさ上げ
1)安全度(被害軽減効果)	●どの範囲でどのような効果が確保されているのか	・河川整備計画の計画対象区間において、河川整備計画の目標流量を安全に流下させる。	・河川整備計画の計画対象区間においては、治水対策案(1)と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間においては、治水対策案(1)と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間においては、治水対策案(1)と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間においては、治水対策案(1)と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間においては、治水対策案(1)と同程度の安全を確保できる。
2)コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	・約1,201億円 うち足羽川ダム残事業費約841億円 (費用は、いずれも平成22年度以降の残事業)	・約1,410億円 うち足羽川ダムの効果量に相当する河道改修費等約1,050億円 (費用は、いずれも平成22年度以降の残事業)	・約1,470億円 うち足羽川ダムの効果量に相当する河道改修費等約1,110億円 (費用は、いずれも平成22年度以降の残事業)	・約1,420億円 うち足羽川下流区間新規遊水地等約1,060億円 (費用は、いずれも平成22年度以降の残事業)	・約1,410億円 うち足羽川ダムの効果量に相当する河道改修費等約1,050億円 (費用は、いずれも平成22年度以降の残事業)	・約1,500億円 うち輪中堤整備費、宅地かさ上げ費等約1,140億円 (費用は、いずれも平成22年度以降の残事業)
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	約330百万円/年	— (現状と同程度)	— (現状と同程度)	約27百万円/年	— (現状と同程度)	約4百万円/年
	●その他の費用はどれくらいか	・発生しない。	【中止に伴う費用】 ・現場の原形復旧に約1.5億円程度が必要と見込んでいる。(横坑閉塞費用)	【中止に伴う費用】 ・現場の原形復旧に約1.5億円程度が必要と見込んでいる。(横坑閉塞費用)	【中止に伴う費用】 ・現場の原形復旧に約1.5億円程度が必要と見込んでいる。(横坑閉塞費用)	【中止に伴う費用】 ・現場の原形復旧に約1.5億円程度が必要と見込んでいる。(横坑閉塞費用)	【中止に伴う費用】 ・現場の原形復旧に約1.5億円程度が必要と見込んでいる。(横坑閉塞費用)
3)実現性	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	・足羽川ダム建設に必要な補償調査については、一部の境界未確定地を除き完了している。用地取得は行っていない。	・下記の補償について、今後、土地所有者等の合意形成が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。	・下記の補償について、今後、土地所有者等の合意形成が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。	・下記の補償について、今後、土地所有者等の合意形成が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。	・下記の補償について、今後、土地所有者等の合意形成が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。	・下記の補償について、今後、土地所有者等の合意形成が必要である。また、足羽川上流区間の土地利用規制に係る土地所有者等の理解を得ることが必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。
	●その他の関係者等との調整の見通しはどうか	・森林管理者、道路管理者、砂防施設の管理者等との調整が必要となる。	・補償に関して、道路管理者等との調整が必要となる。	・補償に関して、道路管理者等との調整が必要となる。	・補償に関して、道路管理者等との調整が必要となる。	・補償に関して、道路管理者等との調整が必要となる。	・補償に関して、道路管理者等との調整が必要となる。
		【足羽川ダム】 ・69戸の家屋移転 ・4件の公共施設等の移転 ・約140haの用地取得	【堤防のかさ上げ】 ・79戸の家屋移転 ・3件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約1.2haの用地取得	【堤防のかさ上げ】 ・7戸の家屋移転 ・堤防沿いの約0.3haの用地取得	【堤防のかさ上げ】 ・66戸の家屋移転 ・1件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約0.5haの用地取得	【堤防のかさ上げ】 ・79戸の家屋移転 ・3件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約1.2haの用地取得	【堤防のかさ上げ】 ・79戸の家屋移転 ・3件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約1.2haの用地取得
		・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。
		【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・7橋の橋梁かさ上げ ・20橋の橋脚補強	【河道改修】 ・3橋の橋梁架け替え ・4橋の橋梁かさ上げ ・1橋の橋梁継ぎ足し ・20橋の橋脚補強	【河道改修】 ・2橋の橋梁架け替え ・3橋の橋梁かさ上げ ・21橋の橋脚補強	【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・7橋の橋梁かさ上げ ・20橋の橋脚補強	【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・7橋の橋梁かさ上げ ・20橋の橋脚補強	【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・7橋の橋梁かさ上げ ・7橋の橋梁かさ上げ ・6橋の橋脚補強
		・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。	・河道の掘削等に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。
		※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。

治水対策案の評価軸ごとの評価

	(1)ダム建設を含む対策案 (河川整備計画) 足羽川ダム	(2)河道改修を中心とした対策案 (日野川:堤防のかさ上げ) I-4案⑦ 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(3)河道改修を中心とした対策案 (日野川:引堤) I-7案⑧ 河道の掘削 + 引堤 + 堤防のかさ上げ	(4)大規模治水施設による対策案 II-6案⑩ 遊水地 + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(5)既存ストックを有効活用した対策案 (5ダム有効活用) III-1案⑫ 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(6)既存ストックを有効活用した対策案 (2ダム有効活用) III-2案⑬ 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(7)流域を中心とした対策案 IV-3案⑯ 輪中堤 + 宅地のかさ上げ + 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ
治水対策案と 実施内容の概要	・足羽川ダム	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム・ 龍ヶ鼻ダム・広野ダム) + 高水敷掘削	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム) + 高水敷掘削	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム) + 高水敷掘削
評価軸と評価の考え方	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修
3)実現性	●法制度上の観点から実現性の見直しはどうか ●技術上の観点から実現性の見直しはどうか	・現行法制度のもとで治水対策案(1)を実施することは可能である。 ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 ・今後、洪水調節専用(流水型)ダムに関する最新の知見を収集しながら進める必要がある。	・現行法制度のもとで治水対策案(2)を実施することは可能である。 ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・現行法制度のもとで治水対策案(3)を実施することは可能である。 ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・現行法制度のもとで治水対策案(4)を実施することは可能である。 ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 ・より効率的に操作ルールの見直しを行うためには、降雨の予測技術の精度向上が望まれる。	・現行法制度のもとで治水対策案(5)を実施することは可能である。 ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 ・より効率的に操作ルールの見直しを行うためには、降雨の予測技術の精度向上が望まれる。	・現行法制度のもとで治水対策案(6)を実施することは可能である。 ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 ・より効率的に操作ルールの見直しを行うためには、降雨の予測技術の精度向上が望まれる。
4)持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり適切な維持管理により持続可能である。 【足羽川ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。 ・洪水調節専用(流水型)ダムであり、管理実績が少ないため、継続的なモニタリングによる適切な維持管理が必要である。	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり適切な維持管理により持続可能である。	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり適切な維持管理により持続可能である。 【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり適切な維持管理により持続可能である。 【操作ルールの見直し】 ・洪水時の継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり適切な維持管理により持続可能である。 【操作ルールの見直し】 ・洪水時の継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり適切な維持管理により持続可能である。 【輪中堤】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、堤防の管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の土砂・塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者との調整が必要となる。
5)柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか	【河道改修】 ・更なる河道の掘削や堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、橋梁等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。 【足羽川ダム】 ・足羽川ダムは、かさ上げにより容量を増加させることは技術的には可能であるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。 ・洪水調節専用(流水型)ダムであるが、洪水調節ゲートを有しているため、観測データの蓄積、降雨の予測技術の精度向上により、より効率的な操作ルールの見直しを行うことが技術的には可能である。	【河道改修】 ・更なる河道の掘削や堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、橋梁等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。	【河道改修】 ・更なる河道の掘削や堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、橋梁等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。 【遊水地】 ・水田の掘削等が考えられるが、水田の土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。	【河道改修】 ・更なる河道の掘削や堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、橋梁等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。 【操作ルールの見直し】 ・観測データの蓄積、降雨の予測技術の精度向上により、より効率的な操作ルールの見直しを行うことが技術的には可能である。	【河道改修】 ・更なる河道の掘削や堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、橋梁等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。 【操作ルールの見直し】 ・観測データの蓄積、降雨の予測技術の精度向上により、より効率的な操作ルールの見直しを行うことが技術的には可能である。	【河道改修】 ・更なる河道の掘削や堤防のかさ上げは技術的には可能であるが、橋梁等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。 【輪中堤+宅地のかさ上げ】 ・輪中堤のかさ上げ等が考えられるが、宅地のかさ上げの土地所有者の協力等が必要となると想定されるため、柔軟に対応することは容易ではない。
6)地域社会への影響	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	【足羽川ダム】 ・69戸の家屋移転 ・4件の公共施設等の移転 ・約140haの用地取得 ・県道及び町道の付け替え ・原石山工事により、足羽川ダム貯水池に隣接する箇所の一部土地の改変を行うこととなる。 ・今後の調査により、地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要となる場合がある。	【堤防のかさ上げ】 ・79戸の家屋移転 ・3件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約1.2haの用地取得 【引堤】 ・6戸の家屋移転 ・1件の公共施設の移転 ・堤防沿いの約8.8haの用地取得 【河道改修】 ・3橋の橋梁架け替え ・4橋の橋梁かさ上げ ・1橋の橋梁継ぎ足し ・20橋の橋脚補強	【堤防のかさ上げ】 ・66戸の家屋移転 ・1件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約0.3haの用地取得 【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・3橋の橋梁かさ上げ ・21橋の橋脚補強 【遊水地】 ・4件の事業所等の移転 ・約15.4haの用地取得 ・約58.7haの地役権設定	【堤防のかさ上げ】 ・79戸の家屋移転 ・3件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約1.2haの用地取得 【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・7橋の橋梁かさ上げ ・20橋の橋脚補強	【堤防のかさ上げ】 ・79戸の家屋移転 ・3件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約1.2haの用地取得 【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・7橋の橋梁かさ上げ ・20橋の橋脚補強	【堤防のかさ上げ】 ・79戸の家屋移転 ・3件の公共施設等の移転 ・堤防沿いの約1.2haの用地取得 【河道改修】 ・5橋の橋梁架け替え ・7橋の橋梁かさ上げ 【輪中堤】 ・堤防敷地約14.4haの用地取得 ・1橋の橋梁架け替え ・6橋の橋梁かさ上げ 【宅地のかさ上げ】 ・205戸の対象家屋のかさ上げ ・73件の対象事業所等のかさ上げ
		・足羽川下流の河川空間は、多くの市民らが訪れる憩いの場であり、高水敷掘削による冠水頻度の増加は、都市緑地としての利活用に影響を及ぼす可能性がある。 ※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・足羽川下流の河川空間は、多くの市民らが訪れる憩いの場であり、高水敷掘削による冠水頻度の増加は、都市緑地としての利活用に影響を及ぼす可能性がある。 ※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・足羽川下流の河川空間は、多くの市民らが訪れる憩いの場であり、高水敷掘削による冠水頻度の増加は、都市緑地としての利活用に影響を及ぼす可能性がある。 ・遊水地の周囲堤の新設に当たり、約15.4haの水田等を取得することは、農業収益減収など、農業活動に影響を及ぼす予想される。 ※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・足羽川下流の河川空間は、多くの市民らが訪れる憩いの場であり、高水敷掘削による冠水頻度の増加は、都市緑地としての利活用に影響を及ぼす可能性がある。 ※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・足羽川下流の河川空間は、多くの市民らが訪れる憩いの場であり、高水敷掘削による冠水頻度の増加は、都市緑地としての利活用に影響を及ぼす可能性がある。 ※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・足羽川下流の河川空間は、多くの市民らが訪れる憩いの場であり、高水敷掘削による冠水頻度の増加は、都市緑地としての利活用に影響を及ぼす可能性がある。 ・足羽川上流区間の水田等は浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など事業地の地域の生活に影響を及ぼす予想される。 ※ 橋梁の対策内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。

治水対策案の評価軸ごとの評価

	(1)ダム建設を含む対策案 (河川整備計画) 足羽川ダム	(2)河道改修を中心とした対策案 (日野川:堤防のかさ上げ) I-4案⑦ 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(3)河道改修を中心とした対策案 (日野川:引堤) I-7案⑧ 河道の掘削 + 引堤 + 堤防のかさ上げ	(4)大規模治水施設による対策案 II-6案⑩ 遊水地 + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(5)既存ストックを有効活用した対策案 (5ダム有効活用) III-1案⑫ 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(6)既存ストックを有効活用した対策案 (2ダム有効活用) III-2案⑬ 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ	(7)流域を中心とした対策案 IV-3案⑯ 輪中堤 + 宅地のかさ上げ + 既設ダム操作ルール見直し + 河道の掘削 + 堤防のかさ上げ
治水対策案と 実施内容の概要	・足羽川ダム	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 高水敷掘削	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム・ 龍ヶ鼻ダム・広野ダム) + 高水敷掘削	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム)	・九頭竜川 : 操作ルールの見直し (九頭竜ダム・真名川ダム)
評価軸と評価の考え方	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修	・九頭竜川 : 既設ダムの有効活用+河道改修 ・日野川 : 河道改修
6)地域社会への 影響	<p>●地域振興に対してどのような効果があるか</p> <p>・水源地域では、地元の生活再建と地域振興の実現に向けた検討を実施していくことになり、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p> <p>・下流域では、治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p>	<p>・河川改修による治水安全度の向上に伴う土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p>	<p>・河川改修による治水安全度の向上に伴う土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p>	<p>・河川改修による治水安全度の向上に伴う土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p>	<p>・河川改修による治水安全度の向上に伴う土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p>	<p>・河川改修による治水安全度の向上に伴う土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p>	<p>・河川改修による治水安全度の向上に伴う土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。</p>
	<p>●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか</p> <p>・河道改修は、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。</p> <p>・一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地域と、受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要になる。</p> <p>・足羽川ダムの場合には、国土交通省、福井県、池田町との間で、ダム事業と水源地域対策を円滑に進めることを目的とする基本協定を平成18年に締結している。</p> <p>・なお、このように地域間で利害が異なることを踏まえ、平成8年には足羽川水源地域対策基金が設立されている。</p>	<p>・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。</p>	<p>・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。</p>	<p>・遊水地では建設地付近で用地買収や事業所移転補償を伴い、受益地は下流域であるのが一般的である。</p> <p>・足羽川下流区間で遊水地を新設するため、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になると想定される。</p>	<p>・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。</p>	<p>・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。</p>	<p>・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。</p>
7)環境への影響	<p>●水環境に対してどのような影響があるか</p> <p>【河道改修】 ・平常時、洪水時の水量や水質に変化はないと考えられる。</p> <p>【足羽川ダム】 ・洪水調節専用(流水型)ダムであり、平常時は湛水しないため水量や水質に変化はないと予測される。</p> <p>・洪水時はダムに湛水するため、洪水後の放流で土砂による水の濁りが一時的に増加することが予測されるため、水海川からの導水による希釈等の環境保全措置を講じる必要がある。</p>	<p>【河道改修】 ・平常時、洪水時の水量や水質に変化はないと考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・平常時、洪水時の水量や水質に変化はないと考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・平常時、洪水時の水量や水質に変化はないと考えられる。</p> <p>【遊水地】 ・洪水時は遊水地に湛水するが、総貯水量が小さく、洪水後は速やかに排出されるため、水環境の変化は小さいと考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・平常時、洪水時の水量や水質に変化はないと考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・平常時、洪水時の水量や水質に変化はないと考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・平常時、洪水時の水量や水質に変化はないと考えられる。</p>
	<p>●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか</p> <p>【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。</p> <p>【足羽川ダム】 ・動植物の重要な種について、生育地の消失や生息・生育環境の変化により影響を受けると予測される種(動物2種、植物11種)があるため、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。なお、河道掘削量が治水対策案(1)よりも大きい場合、それに伴った環境保全措置が必要となる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。なお、河道掘削量が治水対策案(1)よりも大きい場合、それに伴った環境保全措置が必要となる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。なお、河道掘削量が治水対策案(1)よりも大きい場合、それに伴った環境保全措置が必要となる。</p> <p>【遊水地】 ・一部の水田等の消失により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるが、影響は限定的であると考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。なお、河道掘削量が治水対策案(1)よりも大きい場合、それに伴った環境保全措置が必要となる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。なお、河道掘削量が治水対策案(1)よりも大きい場合、それに伴った環境保全措置が必要となる。</p> <p>【輪中堤】 ・輪中堤の設置により、設置箇所動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるが、設置にあたっては既存堤防及び既設道路のかさ上げ等で対応するため、影響は限定的であると考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。なお、河道掘削量が治水対策案(1)よりも大きい場合、それに伴った環境保全措置が必要となる。</p>
	<p>●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのような影響があるか</p> <p>【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。</p> <p>【足羽川ダム】 ・シミュレーションによると、足羽川ダム直下流の部子川では、規模の大きい出水の後に河床材料の粗粒化等が生じる可能性が考えられる。</p> <p>・また、部子川合流後の足羽川及びその下流の河道では、河床構成材料や河床高に大きな変化は生じないと考えられる。</p>	<p>【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は治水対策案(1)よりも多い)</p>	<p>【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は治水対策案(1)よりも多い)</p>	<p>【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は治水対策案(1)よりも多い)</p>	<p>【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は治水対策案(1)よりも多い)</p>	<p>【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は治水対策案(1)よりも多い)</p>	<p>【河道の掘削】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は治水対策案(1)よりも多い)</p>
	<p>●景観、人と自然との豊か触れ合いにどのような影響があるか</p> <p>【河道改修】 ・河道の掘削及び堤防のかさ上げによる景観への影響については限定的と考えられる。</p> <p>【足羽川ダム】 ・人と自然との触れ合いの活動の場に変化はないと予測される。</p> <p>・ダム堤体及び付替道路により景観が一部変化すると予測されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要がある。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削及び堤防のかさ上げによる景観への影響については限定的と考えられる。</p> <p>・高水敷掘削による冠水頻度の増加、堤防のかさ上げによる桜並木の改変により、人と自然との触れ合いの活動に変化が生じる可能性があると考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削及び堤防のかさ上げによる景観への影響については限定的と考えられる。</p> <p>・高水敷掘削による冠水頻度の増加、堤防のかさ上げによる桜並木の改変により、人と自然との触れ合いの活動に変化が生じる可能性があると考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削及び堤防のかさ上げによる景観への影響については限定的と考えられる。</p> <p>・高水敷掘削による冠水頻度の増加、堤防のかさ上げによる桜並木の改変により、人と自然との触れ合いの活動に変化が生じる可能性があると考えられる。</p> <p>【遊水地】 ・周囲堤の設置等により景観が一部変化すると考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削及び堤防のかさ上げによる景観への影響については限定的と考えられる。</p> <p>・高水敷掘削による冠水頻度の増加、堤防のかさ上げによる桜並木の改変により、人と自然との触れ合いの活動に変化が生じる可能性があると考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削及び堤防のかさ上げによる景観への影響については限定的と考えられる。</p> <p>・高水敷掘削による冠水頻度の増加、堤防のかさ上げによる桜並木の改変により、人と自然との触れ合いの活動に変化が生じる可能性があると考えられる。</p>	<p>【河道改修】 ・河道の掘削及び堤防のかさ上げによる景観への影響については限定的と考えられる。</p> <p>・高水敷掘削による冠水頻度の増加、堤防のかさ上げによる桜並木の改変により、人と自然との触れ合いの活動に変化が生じる可能性があると考えられる。</p> <p>【輪中堤、宅地のかさ上げ】 ・輪中堤の設置及び宅地のかさ上げ等により景観が一部変化すると考えられる。</p>